

## 議案第54号

### 飯能都市計画飯能茜台地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能都市計画飯能茜台地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成23年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「第2条第16号」を「第2条第18号」に、「第2条第18号」を「第2条第20号」に、「第24条」を「第26条」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

令和3年9月3日提出

飯能市長 新井重治

飯能都市計画飯能茜台地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例新  
旧対照表

改正後	改正前
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する建築物の延べ面積には、次に掲げる床面積は算入しない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る特定建築物(同法<u>第2条第18号</u>の特定建築物をいう。)の建築物特定施設(同法<u>第2条第20号</u>の建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、移動等円滑化(同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。)の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)<u>第26条</u>に定める部分の床面積</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する建築物の延べ面積には、次に掲げる床面積は算入しない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る特定建築物(同法<u>第2条第16号</u>の特定建築物をいう。)の建築物特定施設(同法<u>第2条第18号</u>の建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、移動等円滑化(同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。)の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)<u>第24条</u>に定める部分の床面積</p>

する

御名鑑

令和二年十二月九日

する。  
高齢者  
障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布す。

(条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等処理基準)  
第二十五条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十七センチメートル」とあり、並びに同項第七号二(1)中「段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十七センチメートル」とあるのは「九十七センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十六条の規定によるほか」とあるのは「第十六条各号及び」と読み替えるものとする。

建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすること）を含む。以下の項目に就いて、（道筋等）について記す。但し、第十九条及び前項の規定は、当該道筋等に

法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物（公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十五条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。）についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第十九条及び第二十五条に定めるところによる。

第十八条第一項中「経路（以下この条）の下に「及び第二十五条第一項」を加える。

第三十条を第三十一条とし、第二十五条から第二十九条までを一一条ずつ繰り下げる。

第二十四条の次に次の一条を加える。

政令第三百四十五号

**内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律**（平成十八年法律第九十  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣総理大臣 聞 依

1 〔施行期日〕  
この政令は、令和三年十月一日から施行する。

二 次第十四条第三項の条件で定める特定建築物

**（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令）**  
**（平成十九年政令第三百四号）**  
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

高齢者、障害者等の移動等

の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第三十三条」の下に「及び第十五條第三項第一号」を加える

第九条中「の床面積」の下に「次条第一項において同じ。」を、「公衆便所」の下に「(次条第一項に

第十一条中「基準」の下に「(次項に規定する特別特定建築物に係るものと除く。)」を加え、同条に次の  
の一項を加える。

8 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、他の公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項の措置を講ずるよう努めなければならない。

9 公共交通事業者等又は道路管理者（旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者に限る。第十一条において同じ。）が他の公共交通事業者等に対し前項又は同条第九項の措置に関する協議を始めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

第九条第三項中「又は新設旅客施設等」の下に「若しくは当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法」を加える。

第九条の二第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一二 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

第九条の二第一項に次の一号を加える。

六 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するため必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

第十条第一項中「特定道路」の下に「又は旅客特定車両停留施設」を「新設特定道路」の下に「〔といふ。〕又は当該旅客特定車両停留施設（第三項において「新設旅客特定道路等」という。）」を加え、「維持しなければ」を「維持するとともに、当該新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければ」に改め、同条第四項中「新設特定道路を除く。」を「新設特定道路等を除く。」について「〔に、〔譲る〕を〔譲る〕よう努めるとともに、当該道路のうち旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守する。」に改め、同条第六項中「新設特定道路」を「新設特定道路等」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「道路管理者は」の下に「〔高齢者、障害者等に対し〕を加え、「〔高齢者、障害者等に対し〕を削り、「情報を」の下に「〔その管理する旅客特定車両停留施設についてこれらの方々が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を、それぞれ〕を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の四項を加える。

7 道路管理者は、その職員に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

8 道路管理者は、その管理する新設特定道路等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定道路等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するため必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

9 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設に係る高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項（第二項を除く。）の措置を講ずるよう努めなければならない。

10 公共交通事業者等又は道路管理者が他の道路管理者に対し第八条第八項又は前項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の道路管理者は、当該措置により旅客特定車両停留施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

第十条第四項の次に次の二項を加える。

5 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

6 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定路外駐車場における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するため必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行なうよう努めなければならない。

7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するため必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行なうよう努めなければならない。

第十四条に次の二項を加える。

7 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するため必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行なうよう努めなければならない。

第十六条の二第三項及び第四項中「〔第二条第二十九号イ〕を〔第二条第三十二号イ〕に改める。

（施行期日）  
附 則

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条並びに次条第一項及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）

第二条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の二第一項の規定により定められている移動等円滑化促進方針による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の二第二項の規定にかかるわらず、同項第三号に掲げる事項を定めないことができる。

2 この法律の施行の際現に新設又は改築の工事中の旅客特定車両停留施設については、第二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項、第三項及び第十一項の規定は、適用しない。この場合においては、当該旅客特定車両停留施設を新設旅客特定車両停留施設以外の旅客特定車両停留施設とみなして、同条第四項の規定を適用する。（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（身体障害者補助犬法の一一部改正）

第五条 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「〔第二条第四号〕を〔第二条第五号〕に、〔同条第五号〕を〔同条第六号〕に改める。

内閣総理大臣 安倍晋三

総務大臣 高市早苗

文部科学大臣 萩生田光一

国土交通大臣 赤羽一嘉

# 参考

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和2年五月二十日

内閣総理大臣 安倍晋三

## 法律第二十八号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「推進するための措置」の下に「移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置」を加える。

第二条第二十二号中「及び交通安全特定事業」を「交通安全特定事業及び教育啓発特定事業」に改め、同条に次の二号を加える。

二十九 教育啓発特定事業 市町村又は施設設置管理者(第三十六条の二において「市町村等」という。)が実施する次に掲げる事業をいう。  
イ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業  
ロ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業(イに掲げる事業を除く。)

第三条第二項第三号二中「ハ」を「二」に改め、同号中二を亦とし、ハの次に次のように加える。  
二 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項

第三条第二項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項

六 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項

第二十四条の二第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項

第三十六条の次に次の二号を加える。

四 教育啓発特定事業の実施 第三十六条の二 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する市町村等は、単独又は共同して、当該基本構想に即して教育啓発特定事業を実施するための計画(以下この条において「教育啓発特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものとする。

二 教育啓発特定事業の内容及び実施予定期間  
一 その他教育啓発特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

## (情報提供の確保)

第五十二条の三 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保に努めなければならない。

2 国は、前項の情報提供の確保を行つて当たつては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他のこれららの施設における移動等円滑化に関する措置に係る情報が適切に提供されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第五十二条第二項中「情報提供の確保並びに」を削り、同条を第五十二条の二とし、第六章中同条の前に次の二条を加える。

## (国の援助)

第五十二条 国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

第五十四条第一項及び第二項中「及び総務大臣」を「総務大臣及び文部大臣」に改める。

第二条第一項中第二十九号を第三十二号とし、第二十一号から第二十八号までを三号ずつ繰り下げ、第二十号の二を第二十三号とし、第二十八号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「利用する特定建築物」の下に「その他の特定建築物」を加え、同号を同条第十九号とし、同条中第十六号を第十八号とし、第一号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 旅客特定車両停留施設 道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

第一条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号口中「第二十三号ハ」を「第二十六号ハ」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であることを確保する上で必要となる適正な配慮を加える。

あつて、主としてこれらの者の利用のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければ」に改め、同条第三項中「」を「」について、「に、譲する」を「譲るよう努める」とともに、当該旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとし、主務省令で定める基準を遵守する」に改め、同条に次の三項を加える。

7 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設旅客施設等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要な適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

3 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者(第二条第二十九号イに掲げる事業について定めようとする場合にあつては、関係する市町村、施設設置管理者)の意見を聽かなければならぬ。

4 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者(第二条第二十九号イに掲げる事業について定めた場合にあつては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校)に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、教育啓発特定事業計画の変更について準用する。  
第三十八条第一項中「国」を「若しくは第三十六条の二第一項の教育啓発特定事業(いずれも国)に改め、同条第二項中「公共交通特定事業」の下に「又は教育啓発特定事業」を加える。

第五十二条の二を第五十二条の四とし、同条の前に次の二条を加える。